墨田区消費者ニュース

令和５年８月発行　第２０１号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516

ひと、つながる。墨田区

７月２５日は「世界溺死防止デー」

令和３年４月の国連総会の採択により、７月２５日は「世界溺死（できし）防止デー」と宣言されました。

毎年、世界中で多くの人々が溺死しています。子どもたちなど若い人の死因の上位１０位以内に溺死が入るなど、身近なところで起きている悲劇です。

今年の夏は、多くの皆さんが、プールに、海に、川に、とお出かけになることが多くなるのではないでしょうか。

その時、忘れていけないのは「水の事故」です。

子どもたちの水の事故を防ぐための注意点

墨田区内にも、水遊びのできる大横川親水公園をはじめ、多くの中小河川があります。学校や区営の体育施設などプールが利用できる施設もたくさんあります。

また、浴槽や洗濯機、水を張ったバケツなど、水のある場所が身近にあります。水の事故に遭遇する機会は少なくありません。

消費者庁 HP より

危険な場所を知る

子どもたちの周りにある水の事故に出会いそうな「水のある場所」について、改めて確認しておきましょう。

風呂、洗濯機、バケツ、ビニールプール、プール、海、川、排水溝、用水路、浄化槽・・・

消費者安全調査委員会イラスト集より

子どもだけで水に近づく状況を減らす、近づけさせない

入浴後の浴槽の水は抜いておく、バケツなどには水を溜めたままにしない、洗濯機はチャイルドロックを活用する、立ち入り禁止の場所では遊ばないよう普段から話をしておく、など水から遠ざける状況にしておくことが必要です。

子どもから目を離さない

浅い場所でも溺れる可能性があります。子どもに水遊びをさせる場所は、必ず親の目が届く範囲で遊ばせましょう。

溺れるときは声を出さず静かに沈むことがあります。

※資料：消費者庁 HP、政府広報オンライン

消費者センター相談窓口から

契約中の脱毛エステサロンが倒産した！

【相談事例】

昨年１０月に期間２年間、回数１２回、金額２８万円の脱毛エステの契約をした。代金の支払いは提携のクレジット会社で２０回払いの分割にした。１２回のうち６回しか施術を受けていない。先月、業者が倒産をしてしまった。クレジットの支払いを止めたいがどうしたらよいか。

【アドバイス】

消費者センターにはエステサロン等の事業者の倒産についての相談が寄せられています。

事業者が破産手続き開始の申し立てを行い、裁判所から破産手続き開始の決定を受けると、事業者の財産は破産管財人（弁護士）の管理下に置かれます。一般的に、消費者は「債権者届」を破産管財人に提出すると債権者名簿に登録され清算配当を待つことになります。清算は優先債権（税金や従業員の給料等）への支払いを終えてからになるため、配当はほとんど期待できないこともあります。

クレジット払いの場合、支払いの停止を求める抗弁を主張することができます。ただし、エステ店との契約解除や既に支払った代金の返還を主張できるものではありません。

支払い停止の抗弁書は、一般社団法人日本クレジット協会のホームページからダウンロードすることができます。

お困りの場合は消費者センターにご相談ください。

すみだ消費者センター相談室

相談専用ダイヤル　まずは電話でご相談ください　5608-1773

■相談日・・・・月曜日～土曜日（土曜日は電話相談のみ）
（日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。）

■相談時間・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・・墨田区押上2-12-7　セトル中之郷2階

●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」Ａ３出口徒歩３分

●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩７分